インフルエンザ罹患時の意見書に替わる対応について

あさりこども園　園長　相山慈

あさりこども園ではインフルエンザ罹患時の登園にあたっての対応を下記のように変更いたします。

2020年度よりインフルエンザ罹患時には意見書に替わる「インフルエンザ経過報告書」を活用することとし、発症後の体温の経過などを保護者に記録いただき、学校保健安全法施行規則により示されているインフルエンザの出席停止期間である「発症した後５日、かつ、解熱した後２日を経過（幼児においては３日）」したことを保護者が確認した上で、登園の際に提出していただくことといたします。

ただし、今までと同様に医師の診断を受けて意見書を提出してもらっても構いません。解熱後も他の症状が改善しない場合は医師の診断を受けることをおすすめします。

なお、インフルエンザ以外の感染症に罹患し登園停止となった園児が登園する際については、これまで同様、意見書・登園届により対応することとしていますのでご注意ください。

インフルエンザにおける出席停止期間
出席停止期間⇒発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで。

◯発症した次の日を１日目として５日間は登園停止となります。発症後３日目以降に解熱した場合には、解熱後３日を経過するまで登園停止となるため、５日を越えての登園停止となります。
◯１日のうちで発熱して下がった場合は、その日を発熱期間として翌日が解熱日となります。
◯「インフルエンザ経過報告書」を提出される場合は意見書の提出は必要ありません。

インフルエンザ登園停止期間の基準早見表

		発症日 ０日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目				
		登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止		登園可能			
	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目				
		登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園可能			
	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
		登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園可能		
	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		
		登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園可能	
	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	
		登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園停止	登園可能